

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 『動物実験委員会規程』

(趣旨)

第1条 本規程は、鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部『動物実験等実施規程』『動物実験等実施規程施行細則』及び『微生物取扱い規程』に規定する鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部動物実験委員会（以下「委員会」という）に関する必要事項を定める。

(構成員)

第2条 本委員会は次の各号に定める者を委員として構成する。

- (1) 家政学部長
- (2) 管理栄養学科長
- (3) 学長が任命した動物実験の取扱いに精通している専任教員
- (4) 学長が任命した実験動物に関して優れた識見を有する専任教員
- (5) 学長が任命した微生物の取扱いに精通している専任教員
- (6) 保健センター長
- (7) 環境安全管理室長
- (8) 研究支援課長

2 学長が特に必要と認めるときは、前項に定める委員以外に、他の教職員を本委員会に出席させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、直ちに補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 本委員会に委員長をおく。委員長には、管理栄養学科長をもって充てる。

2 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行することができる。

(委員会の役割)

第5条 本委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を学長に報告し、又は意見を具申する。

- (1) 動物実験に関する規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 動物実験室管理責任者の選任に関する事項
- (3) 動物実験責任者が申請した動物実験計画が、動物実験等に関する法令及び本学の『動物実験等実施規程』に適合しているかどうかの審査に関する事項
- (4) 動物実験等終了報告書に関する事項
- (5) 動物実験計画の実施結果報告についての助言及び改善措置に関する事項
- (6) 本学の『動物実験等実施規程』に該当しない動物についての本学での飼養又は保管の状況に関する事項
- (7) その他動物実験及び実験動物等に関する事項
- (8) 『微生物取扱い規程』に定める事項

(議決)

第6条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(議事録)

第7条 本委員会の議事は、議事録に記録されなければならない。

2 議事録の作成及び保管は、研究支援課がこれを行う。

(事務担当部署)

第8条 本委員会に関する事務は、研究支援課が担当する。

(雑則)

第9条 本規程に定めるもののほか、本委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、本委員会において定める。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から制定・施行する。

2 本規程は、令和5年4月1日から改定・施行する。